

岩手県告示第514号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成21年6月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 盛岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 盛岡広域都市計画道路事業 3・5・65号 盛岡駅青山線
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分 盛岡市前九年二丁目及び前九年三丁目地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成21年6月9日から平成28年3月31日まで